

平成24年度 教育委員会 第1回定例会

追加議案

1 日 時 平成24年4月4日(水) 午前10時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第4号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則 ... 1

第5号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正 ... 5

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第4号議案

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年4月4日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事務) 第4条（略） 教育総務課（略） 教育政策課（略） 財務課（略） 福利課 (1)～(6)（略） (7) 教職員の <u>子ども手当</u> に関すること。 (8)～(11)（略） 学校教育課（略） 学校人事課（略） 社会教育課（略） 文化財保護課（略） スポーツ振興課（略）	(所掌事務) 第4条（略） 教育総務課（略） 教育政策課（略） 財務課（略） 福利課 (1)～(6)（略） (7) 教職員の <u>児童手当</u> に関すること。 (8)～(11)（略） 学校教育課（略） 学校人事課（略） 社会教育課（略） 文化財保護課（略） スポーツ振興課（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

< 第 4 号議案 概要 >

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

児童手当法の改正により、平成 24 年度から「子ども手当」が廃止され、「児童手当」が支給されることに伴う所要の改正を行う。

2 施行期日

公布の日(平成 24 年 4 月 10 日)から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

第5号議案

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年4月4日提出

静岡県教育委員会教育長

本 庁
各 教育事務所
埋蔵文化財センター
各 教育機関
各 県立学校

静岡県教育委員会事務決裁規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月 日

静岡県教育委員会委員長 金子 容子

改正前						改正後					
別表第1（その1）（第4条関係） 本庁等(教育事務所、埋蔵文化財センター及び総合教育センターを除く。)共通専決事項						別表第1（その1）（第4条関係） 本庁等(教育事務所、埋蔵文化財センター及び総合教育センターを除く。)共通専決事項					
教育次長専決事項	課長専決事項	室長専決事項	班長専決事項	教育機関の長専決事項	県立学校の長専決事項	教育次長専決事項	課長専決事項	室長専決事項	班長専決事項	教育機関の長専決事項	県立学校の長専決事項
1～6 (略)	1～8 (略) 9 職員 の子ども手当 の受給資格及び額 の認定 10～14 (略)	1(略)	1(略)	1～8 (略) 9 職員 の子ども手当 の受給資格及び額 の認定 10、11 (略)	1(略) 2 県立 学校の教職員 の子ども手当 の受給資格及び額 の認定 3～5 (略)	1～6 (略)	1～8 (略) 9 職員 の児童手当 の受給資格及び額 の認定 10～14 (略)	1(略)	1(略)	1～8 (略) 9 職員 の児童手当 の受給資格及び額 の認定 10、11 (略)	1(略) 2 県立 学校の教職員 の児童手当 の受給資格及び額 の認定 3～5 (略)
別表第1（その2）（第4条関係） 教育事務所共通専決事項			別表第1（その2）（第4条関係） 教育事務所共通専決事項								
所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項	所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項						
1～12(略)	1～7(略) 8 職員の子ども手当 の受給資格及び額の 認定	1～2(略)	1～12(略)	1～7(略) 8 職員の児童手当 の受給資格及び額の 認定	1～2(略)						
別表第1（その3）（第4条関係） 埋蔵文化財センター専決事項			別表第1（その3）（第4条関係） 埋蔵文化財センター専決事項								
所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項	所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項						
1～10(略)	1～7(略) 8 職員の子ども手当 の受給資格及び額の 認定	1～2(略)	1～10(略)	1～7(略) 8 職員の児童手当 の受給資格及び額の 認定	1～2(略)						
別表第2（その2）（第4条関係） 教育事務所特定専決事項			別表第2（その2）（第4条関係） 教育事務所特定専決事項								

課(室)名	所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
(略)			
福利課	1～10(略)	1～7(略) 8 職員の子ども手当の受給資格及び額の認定	1～2(略)
(略)			

課(室)名	所長専決事項	次長専決事項	課長専決事項
(略)			
福利課	1～10(略)	1～7(略) 8 職員の児童手当の受給資格及び額の認定	1～2(略)
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

< 第 5 号議案 概要 >

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

1 改正の理由及び内容

児童手当法の改正により、平成 24 年度から「子ども手当」が廃止され「児童手当」が復活されることに伴う所要の改正を行う。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

第 1 回定例会 追加報告事項

番号	項 目	Page
7	監査結果に関する報告	1

監査結果に関する報告

(教育総務課)

1 監査の結果

平成 24 年 3 月 28 日に、今年度、第 5 回目(最終)の監査結果の報告があった。

教育委員会については、平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月までに定期監査が実施された所属について、別紙のとおり 22 所属(指定管理者を含む)中 3 所属に 3 件の指摘、5 所属に 6 件の指示、6 所属に 6 件の指導事項があった。

2 指摘等事項の概要

指摘の 3 件は、吉原工業高校の薬品の不適切な管理、静岡南高校の教員による生徒への体罰行為の発生、これまでに教職員の懲戒処分案件として公表済みである県立高等学校の教員による生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為の発生に関するものである。

指示の 6 件は、通勤途上における交通加害事故の発生が 2 件、住居手当の支給誤りが 1 件、物品購入に係る不適切な契約事務手続きが 1 件、多数の生徒が関与する非行事案の発生が 2 件である。

指導事項は、多数の生徒が関与する非行事案の発生などであった。

3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、3 月 29 日に監査課から記者提供資料として発表された。

4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 24 年 6 月 29 日までにまとめ、監査課へ報告する。

(23 年度の監査結果と前年度との比較)

区分	指摘	指示		意見	検討	指導事項	計
		公表	非公表				
平成 22 年度	17	25	30	4	2		78
平成 23 年度	13	29	3	5		19	69
増減	4	4	27	1	2	19	9

指示(非公表)の減少の主な理由は、授業料の廃止に伴う収納率に関する指示が減少したため。

(別紙)
指摘3件

監査箇所 監査実施日	指摘等事項	
吉原工業高等学校 平成23年11月8日	件名	薬品の不適切な管理
	内容	実習等で使用する薬品について、薬品使用記録簿が作成されていないなど「学校における薬品管理マニュアル改訂版」に準拠していない不適切な処理が行われていた。
静岡南高等学校 平成24年1月27日 平成24年3月19日	件名	教員による体罰行為の発生
	内容	平成23年5月、当該高等学校の教諭による生徒に対する体罰行為が発生した。

その他の指摘

指摘等事項	
件名	教員による生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為の発生
内容	平成23年7月、当該高等学校の教諭による同校生徒に対するセクシュアル・ハラスメント行為が発生した。

指示6件

監査箇所 監査実施日	指摘等事項	
中央特別支援学校 平成24年2月2日	件名	通勤途上における交通加害事故の発生
	内容	平成22年度に2件、23年度に1件、通勤途上における交通加害事故が連続して発生している。
裾野高等学校 平成23年12月21日 平成24年3月19日	件名	住居手当の支給誤り
	内容	住居手当の認定の際に、家賃支払いの無いフリーレント期間を含めて認定しており、手当の過払いが発生していた。
静岡商業高等学校 平成24年2月17日	件名	通勤途上における交通加害事故の発生
	内容	平成22年度に1件、23年度に1件、通勤途上における交通加害事故が連続して発生している。
静岡県体育協会グループ(県立水泳場) 平成24年2月17日	件名	物品購入に係る不適切な契約事務手続
	内容	物品購入の際、会計規程に定める見積書及び請書を徴していなかった。

その他の指示

指 摘 等 事 項	
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 21 年度、22 年度と連続して、当該学校の多くの生徒が関与する窃盗事件が発生している。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度に当該学校の多数の生徒が関与する窃盗事件が発生している。

指導事項 6 件

指導事項の内容	
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度に当該学校の多数の生徒が関与する窃盗事件が発生している。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度に当該学校の多数の生徒が関与する窃盗事件が発生している。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 23 年度に当該学校の多数の生徒が関与する窃盗事件が発生している。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度に当該学校の多数の生徒が関与する窃盗事件が発生している。
件 名	多数の生徒が関与する非行事案の発生
内 容	平成 22 年度に当該学校の多数の生徒が関与する窃盗事件が発生している。
件 名	物品取得に係る不適切な契約手続
内 容	物品の購入に当たり、予定価格が 3 万円以上にもかかわらず、必要な見積書を徴していなかった。